

坂戸市における介護予防・日常生活支援総合事業等の状況

1 坂戸市の概要

坂戸市は、埼玉県のほぼ中央に位置し、昭和29年7月に、坂戸町、三芳野村、勝呂村、入西村、大家村の5町村が合併して新生坂戸町となり、この後、人口は安定的に推移し、農業中心の町として発展してきた。昭和40年代の後半には、都心から45キロメートル圏という利便性から、大規模な住宅団地などの相次ぐ開発で人口増加は著しくなり、昭和50年から昭和55年までの人口の伸びは、市の中で全国一となり、昭和51年9月1日に埼玉県で39番目、全国で644番目の市として坂戸市が誕生した。

市制施行時55,000人であった人口は都市化とともに増加し、平成18年10月に10万人都市となる。

人口	101,161人	
世帯数	45,688世帯	
高齢者人口	28,946人	
高齢化率	28.6%	(平成30年9月1日現在)

2 介護保険料等

第7期介護保険（1人当たりの介護保険料）

介護保険事業計画	保険料基準額（年額）	参考：左記の月額
第5期計画	51,000円	4,250円
第6期計画	55,200円	4,600円
第7期計画	55,200円	4,600円

3 高齢者人口の推計

第7期計画の最終年度である平成32年の本市の人口は101,285人と見込まれ、そのうち65歳以上は29,712人、高齢化率は29.3%となる。団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年（2025年）の本市の65歳以上人口は30,013人で、高齢化率は29.9%になるものと予測される。年代別に見ると、65～74歳の前期高齢者は平成28年以降減少を続けるのに対し、75歳以上の後期高齢者は増加を続け、平成32年には前期高齢者15,365人、後期高齢者14,347人となり、平成37年（2025年）には前期高齢者11,718人、後期高齢者18,295人となるものと予測される。

4 要支援・要介護高齢者数の推移

介護保険制度の創設以来、本市の要支援・要介護認定者数は増加傾向にある。平成25年から平成29年にかけて、本市の要支援・要介護認定者数は3,098人から3,665人へと増加（約1.18倍）した。高齢者全体に占める要支援・要介護認定者の割合（認定率）については、平成25年から平成29年にかけて増減しながらも横ばいとなっており、このことは本市における介護予防の取組に一定の効果が見られるものと考えられる。

今後は、後期高齢者の増加とともに、要支援・要介護認定者数の増加が見込まれ、第7期計画の最終年度である平成32年の要支援・要介護認定者数は4,319人となり、認定率は14.5%になると予測されている。なお、平成37年（2025年）の要支援・要介護認定者数は5,654人となり、認定率は18.8%になると予測されている。

5 本市における介護予防・日常生活支援総合事業の状況

介護予防・日常生活支援総合事業の内容	開始年度	特記事項
従来相当サービス	平成28年4月1日	
サービスA	〃	
サービスB	平成29年4月1日	ウエルシア薬局（株）及び城西国際大学石田教授との連携
サービスC（通所のみ）	〃	
サービスD	検討中	

6 総合事業サービスB制度開発における産官学連携の経緯

(1) ウェルシア薬局との連携 <平成 27 年 6 月>

ウェルシア薬局(株)が展開するドラッグストア店舗において、坂戸市厚川地内に新規オープンしたウェルシア鶴舞厚川店のフリースペース(以下「ウエルカフェ」と記す。)を利用した高齢者等の活用について、ウェルシア側から提案をもらう。市としては、高齢者の居場所づくりを積極的に推進している中、地域に根ざした経営理念を持つ当該事業者との連携を進める方針となる。

具体的事業としては、認知症対策事業として進める「おれんじカフェ」(本市はひらがな表記)の開催会場を皮切りに連携をスタートさせた。

(2) 総合事業サービスBの利用団体の活動場所として検討開始 <平成 28 年 10 月>

ウエルカフェの利用をさらに発展させ、総合事業サービスBの利用につなげるため、本市が同時期に進めていた、総合事業サービスB補助金交付要綱の策定にあたり、ウェルシア薬局(株)の社員の紹介により、城西国際大学石田路子教授(当時)が要綱作成の作業メンバー(以下「チーム」と記す。)へ参画することになる。本チームでは、石田教授、ウェルシア薬局社員、坂戸市社会福祉協議会、本市高齢者福祉課職員が一堂に会し、社会福祉協議会が抱える、高齢者ふれあいサロン等の団体情報、他市町村の設置状況、石田教授からのシステム運用等にかかる技術的助言、ウェルシア薬局店舗の社内利用規約との整合性等を確認した。

(3) 総合事業サービスB要綱制定における検討 <平成 28 年 12 月>

チームの検討を重ねた結果、サービスBに係る補助要綱について、通所型サービスに関しては、サービスBを提供する利用スペースに賃貸借契約がある補助単価と、賃貸借契約がない補助単価の2通りを設定した。

参考：総合事業サービスB補助要綱 別表の抜粋

区分		総合事業 対象者	居宅要支援被保険者	
			要支援1	要支援2
訪問型サービスB	1回当たりの金額	500円	500円	500円
	利用限度回数	5回	5回	10回
通所型サービスB (会場の賃貸借契約がない場合)	1回当たりの金額	1,000円	1,000円	1,000円
	利用限度回数(月)	5回	5回	10回
通所型サービスB (会場の賃貸借契約がある場合)	1回当たりの金額	1,800円	1,800円	1,800円
	利用限度回数(月)	5回	5回	10回

今回、石田教授、ウェルシア薬局との検討の中から出たアイデアを基にして設定した単価であり、仮に住民主体で通所型サービスBを展開する場合、市内にあるウェルシア薬局以外の事業者等のフリースペースが活用できる場合も想定し、賃貸借がある場合と賃貸借がない場合では、実施会場の確保のために必要経費に差が出るものと見込んだ。この要綱に基づくサービスBは、現在1か所実施している。

(4) ウエルカフェの利用検討から派生した事業

ウエルカフェスペースの活用は、おれんじカフェの開催を皮切りに、介護予防体操自主グループの活動場所を継続的に実施している。さらに、本市、農業振興部門とも連携した地元野菜販売のトラック市を開催している。このような事業連携が発展し、平成30年5月には本市とウェルシア薬局とは、包括連携協定を締結するに至った。また、本市が直接的に開発したサービスではないが、ウェルシア薬局では、特別養護老人ホームと連携して、特養入所者のお買い物ツアーの拠点となる店舗としても地域貢献を果たしており、ウェルシア鶴舞厚川店に隣接する鶴舞団地では、団地自治会と連携したお買い物お届け支援サービス等が実施されている。

なお、ウエルカフェを会場とした総合事業通所型サービスBとしての高齢者向けサービスの提供については、受け皿となるサービスの提供団体が確保できず、現状のところサービスの提供にはつながっていない。本市では、ウエルカフェを利用したサービスBの提供につなげるため、総合事業サービスBの補助金交付要綱等について、平成30年度中の見直しを進めている。

(5) おれんじカフェの利用状況

・4店舗で実施、延べ235人の利用

※地域包括支援センターが主催する、「おれんじカフェ」で、平成30年4月～8月末日のデータ。

(写真：ウエルシア薬局で開催中のおれんじカフェ)

(6) 介護予防体操「お達者体操」自主グループの活動場所としての活用状況

・2店舗で毎週1回実施、1回当たり55人程度の参加者数

(写真：ウエルシア薬局で開催中のお達者体操)



7 総合事業における課題

(1) 総合事業の理解の普及

総合事業の理解については、様々な場面で周知を図り、制度の理解と利用促進を図っている。しかし、利用者は自身の身体の不調を覚え、はじめて介護サービス利用の意識が芽生えてから、介護保険制度への理解が始まる傾向にある。そのため、行政からの周知に加え、生活支援体制整備事業を通じた協議体等により、住民間の学習会など、身近な学習の機会を活用する必要がある。周知の手法としては、ウエルシア等の小売店事業者等の店頭キャンペーンなどを活用した市職員や地域包括支援センターからの定期的な情報発信が必要である。

(2) 住民主体サービスの参画促進

住民主体サービスの体制を充実させるために、既に地域で活動している高齢者等のサロンに、総合事業サービスBへの参入を提案し、理解を求めているが、団体に属さない他者へのサービス提供について、団体から抵抗があるとの意見を聞くことがままある。この要因としては、活動する団体の派生要因に見られ、総合事業で目指している、地域で気軽に利用できる安価なサービスの提供を目的とする団体は少なく、自分たちの居場所のために地域で集まりを作る団体が本市の場合には多く、会員同士の交流の場にはなっているものの、サービスの提供にいたるまでの展開につなげていくまでには、まだいくつかの段階を経る必要がある。サービス提供を主目的とする、新たな団体設立支援も同時に試みているところではあるが、今後は地道な行政、協議体等からのアプローチとともに、新たな人材開発や方法論の創出等が必要と思われる。

(3) コーディネーターの限界

生活支援体制整備事業を通じて、住民、行政、事業者等のコーディネートを担う生活支援コーディネーターが設置された。このコーディネーターは、生活支援体制における、各種サービス等の開発コーディネーター機能は持っているものの、介護保険制度をはじめ、いわゆる社会保障関連事業のすべてに必ずしも精通する者ではなく、介護予防、医療介護連携、認知症対策事業、地域ケア会議事業等の高齢者を取り巻く事業全般の総合的な理解とコーディネート力が不十分な状況がみられる。高齢者を取り巻く環境整備の第一義的責任は行政にあると考えているが、現状のひっ迫した行政事務の中では、地域に出で、多くの住民に理解を得る時間を割けない状況があり、これを補うための方法を模索する必要がある。

8 産官学連携による相乗効果

ウエルシア薬局からの提案により開始した店舗スペース利用事業は、スペース活用に留まることなく、石田教授の助言を受けられたことから、総合事業の加速的な制度の設計につなげることができた。さらに、高齢者福祉課とウエルシア薬局との連携は、全庁的な包括協定の礎になったものであり、高齢者を取り巻く環境に、副次的な効果をもたらすことができた。

本市は、生活支援体制整備事業における地域連携の目指すべき姿を、ウエルシア薬局との連携事業にその一部を見いだせたと考えており、特に高齢者にとって必要度が高くなる薬について、薬剤師との連携は、地域で安心して暮らせる社会資源の一つになっている。今後、高齢者を取り巻く他業種との連携も整備を進めていく必要があることから、日常生活を支える、民間事業者等との連携、さらには、本市の課題を客観的に分析していただける大学・研究機関等との連携も継続していきたい。

(埼玉県 坂戸市役所 福祉部 高齢者福祉課担当参事 井田二男)